

氏名	渡邊かおり
生年月日	
本籍	
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	社博甲第112号
学位授与の日付	平成22年3月23日
学位授与の要件	課程博士（学位規則第4条第1項）
学位授与の題目	戦後日本の社会福祉教育におけるソーシャル・アクションの位置づけに関する歴史的研究 (A historic study about the positioning of the social action in the social welfare education in postwar Japan)
論文審査委員	委員長 横山壽一 委員 井上英夫、伍賀一道 高橋涼子、眞鍋知子

学位論文要旨

本論文は、戦後日本の四年制大学における社会福祉教育の中で、ソーシャル・アクションという概念がどのように取り上げられてきたのかについて検証し、ソーシャル・アクションに対しどのような問題意識を持った社会福祉従事者¹の養成が目指されてきたかについて明らかにした上で、ソーシャル・アクションの方向性と社会福祉教育の課題について検討することを目的としている。

ソーシャル・アクションは戦後、アメリカより日本に紹介され、ソーシャルワークの「六分法」の1つとして位置づけられた²。しかし、日本では、社会福祉従事者によるソーシャル・アクションへの関与は限定的であり、社会保障予算削減反対運動や朝日訴訟に見られるように、むしろ生活問題を抱えた人々が中心となったソーシャル・アクションが積極的に行われてきた³。その理由として、これまでの先行研究では、社会福祉従事者の社会的地位の低さや労働条件の問題が挙げられてきた。

その後、わが国では1987年に「社会福祉士」という専門職資格が作られ、ソーシャルワーカーは社会福祉専門職として位置づけられた。これに伴い、社会福祉従事者の待遇も一定の改善が見られるようになった。ただし、1988年に出された社会福祉教育のカリキュラムに関する厚生省通知⁴においては、ソーシャルワークの「六分法」からソーシャル・アクションが除外された。その影響もあったためか、社会福祉士資格が作られて以降、社会福祉従事者が関与したソーシャル・アクションの取り組みは、資格化以前と比較して広がったとは言い難い。つまり、社会福祉教育の場面でソーシャル・アクションが取り上げられなくなり、ソーシャル・アクションについて学ばなかつた人が社会福祉の仕事に就くことで、その取り組みも低調となっていると考えられる。よって今日、社会福祉従事者によるソーシャル・アクションが低調である理由として、労働条件の問題だけでなく、社会福祉従事者が就職する以前からの意識形成にかかわってくる「社会福祉教育」の内容について分析する必要があると考えた。

以上のような問題意識をもとに、本論文では社会福祉政策の動き、ソーシャル・アクションの取り組み（実際の活動）、ソーシャル・アクションの研究などを踏まえながら、社会福

祉教育におけるソーシャル・アクションの位置づけに焦点を当てた研究を行うことにした。その研究手法であるが、本論文では、これまで行われてきた社会福祉教育の内容を明確に、かつ客観的な形で残している大学で使用されてきたシラバスを分析する。また、シラバス分析をするにあたり、その対象を「戦後から今日（2008年頃）まで」の「三社大」とした。「三社大」とは、現在の日本社会事業大学、日本福祉大学、大阪府立大学を示し、これらの大学はもともと福祉の単科大学（短大）として発展してきたという経緯があり、戦後日本の社会福祉教育を代表する大学である（ただし、大阪府立大学についてはシラバスが現存する1981年度以降の分析となっている）。

また、戦後から今日までと長期間に渡ったシラバス分析を行うのは、社会福祉教育におけるソーシャル・アクションの取り上げられ方にについて、長期的視点で検証したいと考えたためである。ソーシャル・アクションについて研究を行う場合、とりわけ日本では1960年代から1970年代にかけて革新自治体のもとで行われた福祉拡充運動のように、ソーシャル・アクションが活発であった時代に焦点が当てられることが多い。このように、ソーシャル・アクションの実態を分析するにあたり、ある時期に特化した研究は重要である。だが本論文では、ソーシャル・アクションが活発であった時期も、そうでなかった時期も含めて、それぞれの時代の社会福祉教育においてソーシャル・アクションがどのように教えられていたか、という移り変わりに焦点を当てることにした。

シラバスにおける検証項目については、大きく分けて、①社会福祉教育がその時代・その大学においてどのような傾向を見せていましたか、②社会福祉教育においてソーシャル・アクションがどのように取り上げられていたか、ということが挙げられる。その検証を行った上で、③それぞれの時代のソーシャル・アクション研究が、社会福祉教育にどのように反映されていたかということについて確認を行った。

これらの項目に関する検証結果についての結論は、次のようなものであった。まず、①については、社会福祉教育は社会の動向や社会福祉政策の影響をある程度受けながら行われてきたが、それと同時に大学の教育に対する方針や教員の社会問題に対する態度も、社会福祉教育の内容に反映されていた。

②については、「三社大」それぞれの社会福祉教育の状況は以下のとおり説明できる。日本社会事業大学では1980年ごろまで、保育運動にかかわっていた鷺谷善教や社会保障裁判支援を行っていた小川政亮らによって、ソーシャル・アクションが積極的に取り上げられていた。しかし、1970年代半ばより、厚生省の委託で運営されている日本社会事業大学の教育に厚生省の方針が反映されるようになり、1980年代以降はソーシャル・アクションが取り上げられる機会が激減していた。

日本福祉大学については、開校以来の「社会科学としての社会福祉」という伝統のもとで、ソーシャル・アクションの実践やそれに関する教育が長い間積極的に行われていた。とりわけ、1980年代から1990年代にかけては、シラバスにおいて臨調行革路線や社会福祉基礎構造改革について多くの教員が批判的な視点で論じ、ソーシャル・アクションについて取り上げる機会も多かった。ただし、2000年以降になると、シラバスにおいてソーシャル・アクションが取り上げられる機会が少なくなっていた。

大阪府立大学については、1981年に大阪社会事業短期大学が再編して社会福祉学部が設けられて以降、ソーシャルワークの「六分法」に準じた教育が行われた。ソーシャル・アクションについては、単独の科目が設けられなかつたものの、定藤丈弘の担当する「社会福祉特講B」は実質的にソーシャル・アクションを教える科目として位置づけられていた。しかし、1987年の社会福祉士及び介護福祉士法の成立後、カリキュラムの改訂が行われ、「社会福祉特講B」は担当が変わり、ソーシャル・アクションを教える科目ではなくなった。そし

てカリキュラムの改訂以降は、「社会福祉方法論 C I ・ II」においてソーシャル・アクションが論じられたものの、ソーシャル・アクションはコミュニティ・オーガニゼーションの1つの機能として論じられるようになった。

このように、戦後から1980年前後までの日本社会事業大学及び日本福祉大学は、ソーシャル・アクションを重視しながらそれぞれ独自の教育を行っていた。だが、1980年代になって、社会福祉サービスの提供主体として民間企業やボランティアの活用を提起する「福祉改革」が論じられるようになると、社会福祉教育においても公的責任という視点が失われるようになった。そのため、社会福祉士及び介護福祉士法の制定に伴って出された1988年の社会福祉教育のカリキュラムに関する厚生省通知では、公的責任を追及する側面を持つソーシャル・アクションが、ソーシャルワークの「六分法」として位置づけられなかった。

また、③については、ソーシャル・アクションの研究は、戦後まもない時期はアメリカの理論の紹介に留まっていたものの、1960年代になると日本で行われた社会保障・社会福祉予算獲得運動や、保育所づくり運動等をソーシャル・アクションと位置づける取り組みが行われるようになった。そして1970年代には、アメリカの福祉権運動が日本に紹介され、当事者の意思を重視したソーシャル・アクションの必要性が改めて確認された。しかし、1980年代以降になると社会保障予算の削減が進められ、公的責任による福祉サービスが縮小されている時代に社会福祉士資格ができたことにより、社会福祉分野においてソーシャル・アクションという概念は重視されなくなった。そのため、研究においてもソーシャル・アクションの技術的側面を強調する傾向が強まり、ソーシャル・アクションを組織的活動として捉える視点が失われるようになったのである。この傾向は今日も続いている、社会福祉教育においてソーシャル・アクションが取り上げられる機会は極めて少なくなっている。

以上のように、現在はソーシャル・アクションの研究及び教育はいずれも停滞しており、それはソーシャル・アクション実践の停滞にもつながっている。だが、わが国のソーシャルワークの専門職4団体共通の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」(2005年)では、「ソーシャルワーカーは、社会に見られる不正義の改善と利用者の問題解決のため、利用者や他の専門職等と連携し、効果的な方法により社会に働きかける」と規定されている。このように、社会への働きかけ、つまりソーシャル・アクションをすることのできる社会福祉従事者を育てるために、倫理綱領を踏まえた社会福祉教育が求められるのである。

そのための課題として、本論文では、①社会福祉の権利性を重視した教育、②教育の内容を向上させるためのシラバスの内容に関する情報の共有化、の2点を取り上げた。①については、介護保険制度に見られるように、今日では福祉分野に市場原理が導入され、社会福祉を権利として捉える視点が弱くなっている。だが、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」は、「人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」とする国際ソーシャルワーカー連盟が2000年に採択した「ソーシャルワークの定義」を、ソーシャルワーク実践に適用され得るものとしている。つまり、今日ではソーシャルワークにおいて、人権や社会正義という概念を改めて確認していく必要性が一層高まっている。

②については、これまでの日本の社会福祉教育では、各教員が工夫を凝らして作成したシラバスは、教員の所属する大学でのみ使用されており、大学を超えた情報の共有はなされていなかった。だが、学生にとっては他の大学の講義を受ける機会はまれであり、在学する大学で行われる教育の内容が自らの価値基準となる場合が多い。そのことを踏まえると、社会福祉教育においては、前述した「社会福祉の権利性」を踏まえた上で、多様な価値観があるということを教える必要がある。そのような社会福祉教育を行うためには、大学の壁を超えてシラバスの内容に関する情報を共有することが求められる。つまり、教員同士がシラバスを相互に研究することによって、他大学の教育内容の異なった視点や優れた点を、自らの行

う教育に活かしていく取り組みが重要となってくる。

また、シラバスの内容に関する情報の共有化は、過去のシラバスに遡っても行われる必要がある。本論文では、「三社大」のシラバスの内容を分析したが、3つの大学を調べただけでも社会福祉教育の多様性が確認できた。このように、シラバスはわが国の社会福祉教育を歴史的に分析する上で、極めて重要な資料として位置づけられる。だが、大阪府立大学で1981年度以降のシラバスしか保存されていなかったように、過去のシラバスの散逸はすでに始まっている。そして、社会福祉士及び介護福祉士法成立以降は、それ以前の社会福祉教育の内容は重視されなくなってしまい、シラバスの散逸とともに、社会福祉教育においてソーシャル・アクションが取り上げられていた事実さえも忘れ去られる可能性がある。このようなことを防ぐためにも、シラバスの保存、そして可能であればデータベース化等を行い、その内容を永久に保存しておくような取り組みが求められる。

以上が、本論文で行ったシラバス分析の結果と、そこから導き出された社会福祉教育の課題である。なお、本論文におけるオリジナリティとしては、①戦後日本の社会福祉教育を代表とする「三社大」において、ソーシャル・アクションがどのように教えられてきたかについて、約半世紀に渡るシラバスを用いて歴史的変遷を明らかにしたこと、②社会福祉士及び介護福祉士法の制定前後の教育カリキュラムの変化について一定程度明らかにしたこと、③ソーシャル・アクションの研究がそれぞれの時代ごとにどのように行われてきたかを分析することにより、日本では技術が強調されていると言われるアメリカのソーシャルワーク以上に、ソーシャル・アクションの技術的側面が強調されていた点を明らかにしたこと、が挙げられる。

¹ 日本ではソーシャルワーカーの国家資格として社会福祉士が、ケアワーカーの国家資格として介護福祉士が設けられている。ただし、社会福祉士を取得して介護施設で働く場合もあるように、資格と働く場が必ずしも一致していない場合も多い。よって、本論文では、働く場や取得資格等を問わず、社会福祉関連の仕事をしている者を示す用語として「社会福祉従事者」を用いる。ただし、本論文では、「社会福祉従事者」の中でも相談援助系の仕事をするとされている「ソーシャルワーカー」や「社会福祉士」といった職種に主に焦点を当てる。

² ソーシャルワークの「六分法」とは、「ケースワーク」、「グループワーク」、「コミュニティ・オーガニゼーション」、「ソーシャル・アドミニストレーション」、「ソーシャルワーク・リサーチ」、「ソーシャル・アクション」である。

³ 誤解を招かないために強調しておきたいのは、朝日訴訟運動において、医療ソーシャルワーカーであった児島美都子が原告側として証言を行ったように、これまでのソーシャル・アクションにおいて社会福祉従事者が活躍した例もある。だが、朝日訴訟中央対策委員会事務局長や日本患者同盟の会長を歴任し、日本の社会保障・社会福祉運動に一貫して関わってきた長宏が、運動の初期の担い手は「患者であり障害者であり、低所得者であった」と指摘している通り、戦後の社会保障・社会福祉運動において、問題提起を行いその解決に取り組んだのは、多くの場合問題を抱えた当事者たちであった。長宏「戦後日本の社会保障運動小史」坂寄俊雄（編）『図説日本の社会保障』法律文化社、1996年、264頁。

⁴ 厚生省社会局長通知「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（社庶第二六号）、1988年（昭和63年）2月12日。

Abstract

The purpose of this thesis is to examine the contents of syllabi to learn how social action has been taught in social welfare education in Japan after World War II. The analysis points in the syllabi are 1) a characteristic of social welfare education of each time, 2) the positioning of social action in social welfare education, and 3) the relationship of a social action study and social welfare education.

As a result, since social action was performed positively until the 1970s, there were many opportunities to teach social action through social welfare education. However, when “welfare reform,” aimed at the restraint of government spending, became a topic of discussion after the 1980s, social action was not performed much, and opportunities to teach social action by social welfare education decreased. In other words, the study and education of social action are impeded today, and is associated to the stagnation of the practice of social action.

However, in the Code of Ethics of Social Workers, the necessity of performing social action as a specialist is explicitly spelled out. On the basis of the Code of Ethics of Social Workers, social welfare education is demanded in order to train a social worker performing a social action. Therefore, the thesis proposes that 1) the social welfare education has great importance to the right of social welfare, and 2) communalization of syllabi to improve social welfare education is critical.

論文審査の結果の要旨

本論文は、ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）の「六分法」のひとつとして位置づけられてきた「ソーシャル・アクション」が、戦後日本の社会福祉教育においてどのように取り上げられ教育されてきたのかを検討し、社会福祉従事者の養成教育が抱える問題点と改革課題を解明した論文である。

本論文における分析の特徴は、第一に、各大学で使用された「シラバス」を社会福祉教育の内容を知る資料として位置づけ、最長のもので40年以上にわたるシラバスを取り上げ、科目の具体的な内容にまで踏み込んで分析し、教育の変遷過程を浮き彫りにしたことである。第二に、ソーシャル・アクションのもつ特有な性格を踏まえて、社会福祉教育だけに限定した分析とせず、その時々の社会福祉教育の内容を当時の経済・社会、社会福祉の政策・制度・運動、社会福祉研究の動向等と重ねあわせながら分析し、社会福祉教育の内容と時代背景との関係を明らかにしたことである。

論文では、まず、第1章「研究課題と先行研究の概要」で、研究方法としてのシラバス分析とその対象選定の根拠について論じた後、ソーシャル・アクションがソーシャルワークの「六分法」なかで位置づけられてきた経緯と変遷を整理している。そのうえで、先行研究はソーシャル・アクションの位置づけの違い（「組織的活動」「援助技術」「コミュニティ・オーガニゼーション」）によって大きく区分されること、それらが整理されないまま並存し、実際には多義的に使われてきたことを明らかにしている。そして、本論文では、位置づけられ方の歴史的変遷を課題としている立場から、ひとまず、三つのいずれをも含む包括的な概念として分析を進めるとしている。

第2章「復興期における社会福祉の基盤形成」では、戦後、アメリカからソーシャルワークがどのように導入されたかを、アメリカのソーシャルワークの展開過程の分析を踏まえて明らかにするとともに、社会福祉に関する教育体制がどのように整備され、当時ソーシャル・アクションがどのように教育の場でとりあげられたかを、おおよそ1960年代までを対象に分析している。アメリカの展開過程の分析では、伝統的なソーシャル・アクション論として評価されてきたアリンスキーラの思想と活動、それに批判的なソーシャルワーカーらの反応を取り上げ、試行錯誤にあるソーシャルワーク、ソーシャル・アクションが日本に紹介されたこと、そして組織的活動としての内容とともにアメリカにおける技術重視の傾向も指摘されたことを明らかにしている。また、教育体制の整備については、シラバス分析の対象とした三つの社会事業大学（日本社会事業大学、日本福祉大学、大阪府立大学、設立時は日本社会事業学校、中部社会事業短大、大阪社会事業短大）の設立の経緯を中心に取り上げ、設立には公的扶助制度を訓練された専門的職員で運営することを求めたGHQの強い意向が働いたことを指摘している。社会福祉の内容については、日本社会事業大学と日本福祉大学のシラバスを分析し、アメリカのソーシャルワークの導入による「六分法」の採用、アメリカのソーシャル・アクションの紹介などが確認できるが、日本の現状に即したソーシャル・アクションの分析や教育への取り入れはなお見られないことを明らかにしている。

第3章「住民運動を反映した社会福祉教育の発展」では、高度成長に伴う生活問題を背景に広がりを見せてきた住民運動や社会福祉者を中心とした活動がどのように展開されてきたか、そうした取り組みが大学の社会福祉教育でどのように取り上げられてきたかを1970年代初頭までを対象に検討している。さらに、この時期にアメリカのソーシャル・アクション研究が日本に影響を及ぼし始めたことから、この時期のアメリカのソーシャル・アクション研究の動向と日本の動向を取り上げて検討している。住民運動等については、保育所づくり運動、社会福祉協議会による住民組織化、公的扶助研究等が取り上げられ、社会福祉教育と

の関連については、「コミュニティ・オーガニゼーション」において住民運動や社会保障裁判が取り上げられ、教員・学生もそれらへの参加が見られるなど、大学間での違いはみられるものの、全体として社会的な活動と社会福祉教育が緊密な関係にあったこと、とはいえた科目としてソーシャル・アクションが設置されるには至らなかつたことを明らかにしている。ソーシャル・アクション研究における日米の動向については、公民権運動の影響を受けてソーシャルワークにおいてソーシャル・アクションへの関心が高まり、ロスマンの「ソーシャル・アクションモデル」にみられるソーシャルワーカー自身の参加が提起されるなど、従来の技術重視とは異なる展開がみられたが、日本でそうした動向が本格的に紹介されるのは1970年代半ば以降であり、なお影響は及ばなかったことを明らかにしている。

第4章「新たな福祉人材確保策と社会福祉士養成の開始」では、1970年代半ばから1980年代の時期を対象に、ソーシャル・アクションと社会福祉教育の新たな展開を分析している。そこでは、一方で、ソーシャルワークにおけるアメリカの新たな展開が紹介され、ソーシャルワークにおいてソーシャル・アクションを重視する動きがみられ、その視点から日本の現状を分析するものが登場するものの、他方では、アメリカ以上に技術的な意味合いを持たせる傾向も強まり、高度成長の終焉に伴う「福祉見直し」、行政改革などが強まるなかで、その傾向が一段と強まったこと、福祉政策の影響を受けて社会福祉教育にも変容が現れ、政府が進める社会福祉改革に教員が関与する日本社会事業大学では、中央社会福祉審議会がまとめた社会福祉教育に関する提言に沿った教育を行う方針を打ち出すなど重要な変化が現れたこと、逆に日本福祉大学では1960年代の流れに沿う形で福祉削減を批判的に取り上げる動きが強まり、大阪府立大学においてもソーシャル・アクションに関する科目が設置され授業でとりあげられるなど、社会福祉教育が分化し始めたことを明らかにしている。そのうえで、新たな福祉政策を踏まえた新たな人材確保策として登場した「社会福祉士および介護福祉士法」を取り上げ、技術主義的傾向が一段と強まっていったこと、その傾向に拍車をかけたのが伝統的な「六分法」からソーシャル・アクションをあえて外した厚生省通知であったことを明らかにしている。

第5章「社会福祉養成教育の展開とその影響」では、1990年代以降を対象に、社会福祉士及び介護福祉士法成立後の福祉政策、国家試験に対応した社会福祉教育カリキュラムの登場と大学の社会福祉教育への影響、福祉従事者の環境変化、ソーシャル・アクションの記述の変化を検討している。社会福祉教育に関しては、社会福祉士の制度化に伴う各大学の大規模なカリキュラム改革とソーシャル・アクションの授業内容からの除外（日本社会事業大学）、他方での薬害エイズ事件などを取り上げたソーシャル・アクションの授業への組み入れの動きと2000年以降のそれらの消滅（日本福祉大学）、ソーシャル・アクションを取り上げる科目的廃止（大阪府立大学）など、全体として、社会福祉教育においてソーシャル・アクションを取り上げる機会が減少したこと、これらを反映して社会福祉士養成テキストにおけるソーシャル・アクションの記述も、コミュニティにおける援助技術として狭く捉える内容となっていることを明らかにしている。

第6章「倫理綱領のソーシャル・アクション概念と社会福祉教育の課題」では、あらためて戦後のソーシャル・アクションの論じられ方の変遷をまとめるとともに、ソーシャルワークにおいてソーシャル・アクションを取り上げることの必要性と意義を明らかにし、これまでの分析を踏まえて社会福祉教育の課題を提示している。具体的には、ソーシャルワーカー専門職4団体が共同で制定した「倫理綱領」を取り上げ、ソーシャルワークの基盤を「人権」と「社会正義」におき、ソーシャルワークの「社会に対する倫理責任」として「社会への働きかけ」を位置づけていること、すなわちソーシャルワークの責任としてソーシャル・アクションを位置づけていることに注目し、この視点を生かした社会福祉教育が求められている

こと、具体的には「人権」と「社会正義」を基盤とし、ソーシャルワーカーの専門性としてソーシャル・アクションを位置づけた社会福祉教育を確立すること、またシラバスの内容に関する情報の共有化を進め、先進的な教育内容から相互に学ぶ体制を築くことを提起している。

本論文は、戦後社会福祉におけるソーシャル・アクションの位置づけについて、戦後の教育内容を分析して社会福祉教育の取り組むべき内容を明らかにすることを課題として設定しており、問題意識は明快でテーマの設定も妥当である（審査項目1）。また、設定されたテーマについて、時期区分の適切な設定とそれぞれの時期における社会福祉政策と社会福祉教育、ソーシャル・アクションの論じられ方をシラバスの分析、膨大な関連文献・資料の検討を踏まえて詳細に実証が行なわれており、分析方法及び資料・文献の検討及び提示も妥当である（評価項目2, 3, 4）。さらには、結論へ至るプロセスも、課題の設定から論点の整理、分析の総括と結論の導出まで、首尾一貫している（審査項目5）。分析から導き出した結論は、社会福祉教育に関する研究に新たな視点を提供するものである（評価項目6）。以上の評価を総合し、審査委員会は一致して合格と判定した。